

2010年3月19日

各 位

会社名 株式会社ワンダーテーブル
代表者名 代表取締役社長 林 祥隆
(コード番号 9174 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 小石 哲郎
TEL 03 - 3351 - 1151

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得 に関する承認決議のお知らせ

当社は、2010年2月19日付「非公開化等のための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下、「2010年2月19日付リリース」といいます。)にてお知らせしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項(会社法第108条第1項第7号の定めを指します。)が付された当社普通株式(以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。)の全部の取得等について、臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下、「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

なお、当社による全部取得条項付普通株式の取得については、2010年4月22日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主様をもって、当社が当該株主の有する全部取得条項付普通株式を2010年4月23日付で取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき180万分の1株の割合をもって当社のA種種類株式を当社が交付する株主様とすることとなりますので、併せてお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から2010年4月19日までの間、整理銘柄に割り当てられた後、2010年4月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

記

I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、2010年2月19日付リリースにてお知らせしておりますとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得について必要な承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、A種種類株式を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社とすること、並びに公告方法の変更等の所用の変更をすること。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できる全部取得条項(会社法第108条第1項第7号の定めを指します。)を付す旨の定めを新設すること。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、当社が株主総会の特別決議によって、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全て(自己株式を除きます。)を取得し、当社

は当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式の株主様(但し、当社を除きます。)に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式180万分の1株の割合をもって交付すること。

- ④ 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更して、当社の定時株主総会の基準日に関する規定を削除して、条数の繰り上げ等の調整を行うこと。

II. 各議案に係る承認決議

1. A種種類株式に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更(上記①及び②)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

上記①の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、上記②の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました(本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、2010年2月19日付リリースの「定款の一部変更の件-1」に係る変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同リリースの「定款の一部変更の件-2」に係る変更の内容のとおりです。)

(2) 定款変更の効力の発生

上記①の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。また、上記②の定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、2010年4月23日(金)に発生いたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得(上記③)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、2010年2月19日付リリースの「全部取得条項付普通株式の取得の件」においてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条第1項及び上記①及び②による変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式全て(自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに、上記①の定款変更によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき180万分の1株の割合をもって交付するものです(かかる割当比率による割当ての結果、株式会社ヒューマックス及び株式会社クレディックスを除く株主に対して当社が交付するA種種類株式は1株未満の端数となる予定です。)

(2) 効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、上記②の定款変更の効力発生を条件として、2010年4月23日(金)に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式全て(自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに、当社は、上記①の定款変更によって

設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき 180 万分の 1 株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対して交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となるときには、1 株未満の端数の合計数(ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て A 種種類株式を株式会社ヒューマックス若しくは株式会社クレディックスに売却すること、または会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。

この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に 135 円(株式会社クレディックスが当社普通株式に公開買付けを行った際における当社普通株式 1 株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

3. 定時株主総会基準日に係る定款一部変更(上記④)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定時株主総会基準日に係る定款一部変更の件は、本臨時株主総会における第 4 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、2010 年 2 月 19 日付リリースの「定款の一部変更の件-3」に係る変更の内容のとおりです。

(2) 効力の発生

定時株主総会基準日に係る定款一部変更の効力は、本臨時株主総会の承認可決をもって発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要(予定)

| | |
|-----------------------------------|--------------------|
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催 | 2010 年 3 月 19 日(金) |
| 種類株式発行等に係る定款一部変更の効力発生日 | 2010 年 3 月 19 日(金) |
| 当社普通株式の東証二部における整理銘柄への指定 | 2010 年 3 月 19 日(金) |
| 当社普通株式の東証二部における売買最終日 | 2010 年 4 月 19 日(月) |
| 当社普通株式の東証二部における上場廃止日 | 2010 年 4 月 20 日(火) |
| 全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日 | 2010 年 4 月 22 日(木) |
| 全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日 | 2010 年 4 月 23 日(金) |
| 全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日 | 2010 年 4 月 23 日(金) |

以上